

別紙

諮問第1419号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が令和元年9月13日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる「第三者委員活動報告書」及び「対応記録票」の2種類の対象公文書、合計1,094枚（第三者委員活動報告書574枚、対応記録票520枚）を特定し、同表に掲げる「開示しない部分」に記載した各項目について、それぞれ条例7条2号及び6号に該当するとして、非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年12月20日に審査会に諮問された。

審査会は、実施機関からの弁明書を令和元年12月20日、理由説明書を令和3年5月31日にそれぞれ收受し、審査請求人からの反論書を令和2年1月9日に收受した。

審査会は、本件審査請求について、令和3年6月22日（第191回第三部会）から同年7月21日（第192回第三部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書（新聞記事の一部抜

粹及び「平成30年度一時保護所第三者委員活動結果について」添付のもの)及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における説明を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 一時保護所について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）12条の4では、児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない旨を定め、同法33条1項では、児童相談所長は、必要があると認めるときは、同法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる旨を定めている。同条2項では、都道府県知事は、必要があると認めるときは、同法27条1項又は2項の措置（同法28条4項の規定による勧告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる旨、定めている。

児福法26条1項では、児童相談所長は、同法25条1項の規定による通告を受けた児童、同法25条の7第1項1号若しくは2項1号、同法25条の8第1号又は少年法（昭和23年法律第168号）6条の6第1項若しくは同法18条1項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、児福法26条1項に定める各号のいずれかの措置を採らなければならない旨を定めている。

さらに、児福法27条1項では、都道府県は、同法26条1項1号の規定による報告又は少年法18条2項の規定による送致のあった児童につき、児福法27条1項に定める各号のいずれかの措置を採らなければならない旨を定めている。

児福法27条2項では、都道府県は、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児については、同条1項3号の措置に代えて、指定発達支援医療機関に対し、これらの児童を入院させて障害児入所施設（同法42条2号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）におけると同様な治療等を行うことを委託することができる旨を定めている。

実施機関は、前述の児福法12条の4で規定する一時保護所を、都内7か所に設置し運営している。

#### イ 児童相談所一時保護所第三者委員について

実施機関では、平成30年2月に、実施機関が運営する児童相談所一時保護所において、入所する児童の当該一時保護所での生活等に関し、権利擁護や福祉サービスの質の向上のため、入所児童から一時保護所での生活等に関する相談を直接受け、入所児童並びに一時保護所及び児童相談所に対し助言を行う等、公平・中立的な立場にある第三者委員を設置した。

また、当該第三者委員には、児童の権利擁護に当たり、社会性や客観性を確保するとともに、入所児童の立場や特性に配慮した適切な対応を図り、児童の権利擁護の視点に立った総合的な相談支援を行うことができる弁護士を選任している。

当該第三者委員は、月に一度、担当する一時保護所に出向き、入所児童との直接の面接、入所児童との昼食や日課活動への参加、及び一時保護所長等への助言や意見交換等の活動を行っている。

なお、第三者委員は、入所児童との直接の面接により、聴取した内容及びそれぞれの相談内容に応じた具体的助言について、第三者委員活動報告書（以下「本件対象公文書1」という。）に記載して実施機関へ報告をしている。また、実施機関では、当該報告に係る本件対象公文書1の内容に応じ、改善等の対応を行うため、経過及びその結果を対応記録票（以下「本件対象公文書2」という。）に記載している。

#### ウ 審査請求人の主張について

本件一部開示決定に対する審査請求人の審査請求書及び反論書における主張については、これらを要約すると次のとおりである。

(ア) 東京都は2018年度、都の児童相談所に保護された子どもを一時的に預かる都の一時保護所を、弁護士4人による第三者委員が定期訪問する制度を設けた。この制度は「入所児童の権利擁護や福祉サービスの向上」のために助言することなどが役割とされている。

第三者委員は月1回、一時保護所を訪問し、その都度「第三者委員活動報告書」を都に提出、都はこの報告書をもとに「対応記録票」を作成している。第三者委員

は1年間の活動をもとに、2019年3月29日に「意見書【東京都児童相談所一時保護所】」を都に提出した。この意見書では、都職員らによる入所児童へのひどい人権侵害があることを指摘しており、その内容は既に報道されている。なお、都は開示請求などに対し、第三者委員の名前を除き意見書の内容を公表している。

意見書では、入所児童への個別指導が罰として行われていると厳しく批判しているが、都は〇〇新聞の取材に対し「罰として行っていた事実はない」と意見書の内容を否定している。

都が実態を正確にとらえているのかを確認するため、「児童相談所一時保護所第三者委員が都に提出した報告書と、報告書に対する都の対応が分かる書類すべて」を都に開示請求したところ、都は2019年9月13日付で「第三者委員活動報告書」と「対応記録票」の一部開示決定を通知した。

だが、この一部開示決定は文書の内容を一切開示せず、文書の様式のみを開示するという事実上の非開示決定であり、都の非開示理由についても根拠のない理由が並べられており、とうてい承服できない。

都情報公開条例第1条の「東京都が都政に関し都民に説明する責務を全うするようにし、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、都民による都政への参加を進めるのに資する」という条例の目的にも反する。

なお、小池百合子知事は常々「情報公開は東京大改革の一丁目一番地」、「情報公開はのり弁（のような黒塗り文書）ではなく、（個人情報だけを非開示とする）日の丸弁当にするべきだ」と述べており、知事の発言と異なるような部分開示決定にもなっている。

非開示部分のうち相談者の氏名（ふりがな）、生年月日を非開示とすることに異論はない。だが、開示できる部分はもっと広げられるはずで、都情報公開審査会におかれては、開示部分を広げることで都職員らによる入所児童への権利侵害を都民が広く知ることができ、もって現状を改善させる力になるという公益性と、いまでも入所児童が権利侵害を受けているかもしれないという緊急性に思いを致し、早急な審議を求める。

(イ) 審査請求人が求めている情報は、都の一時保護所に入所していた児童たちが、公務員たる都の職員から受けている権利侵害を第三者委員に訴えた内容であり、それ

に都の職員がどう対応したかを記した文書である。ところが、不服申立ての文書に記載した通り、都は入所児童から聞き取りすらしないまま「罰としての個別指導はなかった」と新聞社の取材に答え、第三者委員の見解を否定している。

これらを総合すると、都の主張する「開示した場合に生じる支障」とは、実態が明らかになることで批判を受けたくないということであり、児童への権利侵害を闇に葬り去ろうとしている姿勢にほかならないと審査請求人は考える。

不正義をただすには、都民が実態を知ることが大きな力になる。情報公開制度はこうした力のためにあると信じており、都情報公開審査会におかれては本件審査請求を棄却せず、可能な限りの公開を都に求める裁決を出すよう求める。

## エ 実施機関の説明について

(ア) 一時保護は、子供を一時的にその養育環境から離す行為であり、子供にとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものである。また、子供によっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくない。

加えて、一時保護が必要な子供については、その年齢も、また一時保護を要する背景も虐待や非行など様々であることから、一時保護に際しては、こうした一人一人の子供の状況に応じた適切な支援を確保し、子供にとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、子供に安心感をもたらすような十分な共感的対応を基本とした、個別化された丁寧なケアが必要となる。

このような支援を実現するためには、一時保護された子供が意見を適切に表明することのできる場が必要である。また、意見を表明できる環境を整えることは、子供の権利を守るうえで欠かせない。そのため、東京都では、平成30年度より公平・中立的な立場である第三者委員が子供から定期的に意見が聞けるよう相談を受け付ける場を設けている。

(イ) 第三者委員への相談の場は、子供にとって、関係者には言いにくいことや知られたくないことも含めて相談できる重要な機会である。子供によっては、相談したことさえも秘密にしておきたい場合もあることから、子供達が安心して第三者委員に相談をすることができるためには、相談対応業務において、相談児童の匿名性及び相談内容の秘匿性が担保されなければならない。

(ウ) 審査請求人による公文書開示請求の対象公文書は、第三者委員が子供達から聞き取った内容及びその対応について記載された公文書である。したがって、対象公文書に記載された内容は、相談する子供の権利利益に関わり、個人の特定にも至る情報である。また、公にすることにより、子供が安心して意見を表明する機会を奪い、第三者委員が個別具体的な助言等をすることを躊躇するおそれがあるため、第三者委員による児童への相談対応に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められるものであり、開示するに当たっては、子供の最善の利益の確保や子供の福祉、権利を損なわないよう十分に留意すべき性質の公文書である。

(エ) 実施機関における本件対象公文書 1 及び 2 における、各非開示理由については、別表 2 に示すとおりである。

#### オ 審査会の検討

(ア) 本件対象公文書の特定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求のうち「児童相談所一時保護所第三者委員が都に提出した報告書」については、第三者委員による活動が開始された平成30年4月から、本件開示請求が行われた期間までにおける本件対象公文書 1 を574枚特定し、また本件開示請求のうち「報告書に対する都の対応がわかる書類すべて」については、同期間中における本件対象公文書 2 を520枚特定した。

実施機関の説明では、本件対象公文書 1 は、相談した児童一人ひとりに対し個別に作成されるものであり、本件対象公文書 2 については、その相談内容に応じて作成されるもので、当該相談内容が一時保護所での生活等に係るものであれば一時保護所の担当職員の氏名が記載された本件対象公文書 2 が作成され、ケースワークに係るものであれば、児童相談所の担当職員の氏名が記載された本件対象公文書 2 が作成されるとのことである。

実施機関は、別表 2 に掲げる本件対象公文書 1 及び 2 について、同表に掲げる「開示しない部分」及び「その理由」に示すとおり、それぞれを非開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

審査会が本件対象公文書 1 をそれぞれ見分したところ、いずれも第三者委員が、

その担当する一時保護所において、相談を希望する入所児童（以下「相談児童」という。）と直接個々に面接を行った聴取内容等が手書きで、各項目に記載されており、いずれも相談した児童一人ひとりに対し個別に本件対象公文書1が作成されていた。

本件対象公文書1は、相談児童を中心に各項目が構成されており、実際に面接を行った時間、面接の場面、相談児童の人的事項及び面接の内容並びに第三者委員による相談児童及び保護所職員に対する個別具体的な助言等の内容が記載されていた。

本件対象公文書1の末尾には、第三者委員から本件対象公文書1を受け取った後、その相談内容に応じて実施機関の担当部門の職員による押印がなされており、これらの状況から、実施機関の説明のとおり、本件対象公文書1が本件開示請求である「第三者委員が都に提出した報告書」に当たる公文書であることが認められた。

また、本件対象公文書2について見分したところ、その記載内容からいずれも、特定の相談児童による本件対象公文書1に対応する形で本件対象公文書2が作成されており、その内容は、第三者委員が行った当該相談児童及び保護所に対する助言、指導等に対して、その改善等の対応を行った経過及び結果が、いずれも相談児童一人ひとりに対し作成されているものであった。

さらに、相談内容が一時保護所での生活等又はケースワークのいずれに対するものであるかによって、それぞれ担当する職員の氏名において作成されていることが確認され、相談した内容に応じ、改善、対応結果等が個別具体的に記載されていた。

なお、相談児童において、一時保護所での生活等又はケースワークに関し特に不安、不満等が無い場合には、本件対象公文書2は作成されておらず、本件対象公文書1のみであった。この場合であっても、相談児童の雑談程度の相談内容に対して第三者委員が丁寧に返答している記載が認められた。

よって、本件対象公文書2が本件開示請求である「第三者委員の報告書に対する都の対応がわかる書類すべて」に当たる公文書であることが認められた。

以上のことから、本件開示請求に対し、実施機関においては、本件対象公文書1及び2以外にその他作成を求める規定はなく、第三者委員による活動が開始された平成30年4月から、本件開示請求が行われた期間までにおける本件対象公文書1及び2を特定したことは妥当であると認められる。

(イ) 非開示部分の非開示妥当性について

実施機関は、本件対象公文書1及び2の各欄について、別表2に示すとおり条例7条2号及び6号により非開示としている。

そこで審査会は、改めて本件対象公文書1及び2を見分することとした。

a 本件対象公文書1の非開示部分について

本件対象公文書1を見分したところ、別表2に示すとおり、児童相談所名、第三者委員名、受付日時、受付場面、相談者の氏名（ふりがな）、性別、生年月日、相談内容（相談の原因となる事実の発生時期、相談の原因となる事実の発生場所、その他聴取した内容）、要望、助言内容（児童への助言、保護所への助言）、児童相談所記入欄及び確認欄（以下まとめて「本件非開示情報1」という。）の各欄から構成されており、いずれも、前述のとおり相談児童を中心として、第三者委員により各欄の項目が個別具体的に記載されているものであることが確認できた。

本件対象公文書1の右上部には、「児童相談所名」欄、及び「第三者委員名」欄が記載されている。

「児童相談所名」欄を確認したところ、相談児童に係る児童相談所名のほか、都内7か所に所在する一時保護所名も併せて記載されているものも含まれていることが確認された。

また、「第三者委員名」欄には、第三者委員がそれぞれ担当として同一の一時保護所を訪問していることから、担当期間中においては同一の第三者委員名が記載されていることが確認された。

さらに、同一の一時保護所における本件対象公文書1の作成状況について、各月ごとの作成枚数を確認したところ、実施機関の説明のとおり、毎月の訪問であるため、月によっては、相談児童が1名若しくは2名等少数の場合も認められ、当該月では、本件対象公文書1も相談児童の人数分しか作成されていないことが確認できた。

「受付日時」欄には、実際の相談を行った開始時間から終了時間までが記載されており、分単位で詳細に記載されているものも含まれていた。「受付場面」欄には、相談児童が当該相談に至る場面についてそれぞれ記載されていた。

「氏名」、「ふりがな」、「性別」及び「生年月日」の人定事項欄には、第三者委員が相談児童から直接聞き取った内容が記載されており、本名以外にも呼び名やニックネームと認められる記載も確認された。

相談内容の項目には、「聴取した内容」欄に「相談の原因となる事実の発生時期」欄及び「相談の原因となる事実の発生場所」欄が含まれており、それぞれ相談児童から聞き取った内容が記載されていた。

これら記載内容は、一時保護所での生活等に係る内容やケースワークに係る内容等であるが、いずれも、それぞれの相談児童の抱えている不安や背景によって大きく異なり、記載内容も非常に多岐に渡るもので、例えば、一時保護所での生活、他の入所児童との関係性、職員の言動・対応、現在の境遇、家族、学校等に対して、不安、不満、悲しみ、怒り、感謝等、多種多様な記載内容が確認された。

また、これら記載内容は、何行にもわたって具体的に記載されているもの、当該相談児童にとって悩みや問題として認められるものの端的に話しているため短くまとめられているもの、実体験ではなく憶測や伝聞的な記載のものなど多様であり、その状況に鑑みると、記載の分量によって事態の深刻度合等を表すものではなく、また、記載内容自体がいずれも相談児童の気持ちや考え方等、他人には知られたくない権利利益に関する内容が多く含まれていることから、単に空欄やスペースが生じている部分であっても、これら部分も含め相談児童の意思を反映したものであるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

要望欄についても、同様にいずれも相談児童の要望に関する意思に基づいて記載されているものであることが認められた。

続いて、「児童への助言」欄には、一時保護所における生活等及びケースワークに関することについて、第三者委員が相談児童へ直接助言した内容が記載されていた。また、「保護所への助言」欄には、相談児童の相談内容に基づき、第三者委員の保護所に対する意見や評価等が記載されていた。

これら助言に関する内容については、相談児童によって抱える問題や背景がそれぞれ異なっているため、一時保護所での生活等及びケースワークの両方に対する助言、片方のみに対する助言のほか、激励に類するもの等、その記載も様々であることが確認できた。

このほか、第三者委員が助言をするほどの内容ではない雑談程度の内容であっ

ても、第三者委員が相談児童に合わせて丁寧に返答している記載も認められた。

次に、「児童相談所記入欄」では、それぞれの面接の実施について、一時保護所内での番号及び一時保護所に割り振られている番号が記載されていることが確認された。

また、一時保護所での生活等について相談をした場合には、入所している一時保護所の所長又は保護課長、課長代理の押印が上段の「確認」欄に押されており、ケースワークに係る相談をした場合には、担当している児童相談所の所長、課長代理に係る印が下段に押されていることが確認された。

b 本件対象公文書2の非開示部分について

本件対象公文書2を見分したところ、別表2に示すとおり、児童相談所名、対応記録票作成者氏名、第三者委員からの報告日、相談者の氏名(ふりがな)、性別、生年月日、相談内容、対応経過、結果、児童相談所記入欄及び確認欄(以下まとめて「本件非開示情報2」という。)の各欄から構成されており、いずれも、前述のとおり相談児童を中心として、各欄の項目が個別具体的に記載されていることが確認できた。

本件対象公文書2の右上部には、「児童相談所名」欄、及び「対応記録票作成者氏名」欄が記載されている。

「児童相談所名」欄については、本件対象公文書1における「児童相談所名」と同様の記載であり、「対応記録票作成者氏名」欄については、相談内容によって、それぞれ担当する一時保護所の担当職員の氏名又は児童相談所の担当職員の氏名が記載されていた。

「第三者委員からの報告日」欄には、第三者委員からの報告日が記載されており、いずれも相談児童と面接を実施した受付日時と同様であった。

「氏名」、「ふりがな」、「性別」及び「生年月日」の人定事項欄には、相談児童の正しい情報が記載されており、面接時に相談児童が呼称したと思料される呼び名やニックネームも併せて記載されていることが確認された。

「相談内容」欄には、本件対象公文書1における「聴取した内容」及び要望の各欄の内容が一部要約されたものもあるが、ほとんどがそのまま転記されていた。

また、「対応経過」欄には、相談内容を解決するため、一時保護所職員又は児童

相談所職員と相談児童とのやり取り、担当職員等から聞き取った相談児童への対応状況、児童相談所としての見解や相談援助方針等が記載されていた。

さらに、「結果」欄には、相談内容及び第三者委員からの具体的な助言に基づき、児童相談所及び一時保護所での対応・調査結果、相談児童の様子、発言内容、他の入所児童等の様子及び児童福祉司との対応状況等、様々な記載がなされていた。

本件対象公文書2末尾の「児童相談所記入欄」及び「確認」欄については、本件対象公文書1と同様であった。

c 本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について

本件対象公文書1及び2は、前述の見分結果からも、いずれも、第三者委員が特定の相談児童と面接を行った結果について、当該相談児童を中心に、各項目の情報を一体のものとして記載しているものであることが確認できた。

ここで、本件対象公文書1の作成にかかる、入所児童と第三者委員との面接の実施について、実施機関は、面接を希望する入所児童は、その意思表示を人前では行わず、一時保護所の職員にこっそりとその意思を伝えることとなっており、一時保護所においては同児童の相談について他者に知られることのないような配慮及び環境のもとで面接が実施されていると説明している。

また、当該配慮及び環境のもとで実施される面接であっても、面接の場が一時的保護所での日課活動の中で実施されることから、通常、面接は居室等で行われるものの、施設の規模、空き部屋数、入所児童の人数等によっては、面接により一時的に不在となる当該相談児童について、他の児童等が面接の実施について詮索する場合もあるとのことである。

さらに、実施機関の説明によると、当該面接については、一時保護所での生活等について、ありとあらゆることにつき相談することができる旨、及び第三者委員名が事前に伝えられており、これまでの実際の相談内容からも、一時保護所での生活、職員、他入所児童、家族等に対する不平・不満・感謝等、その内容は多岐に渡り、また、他人には知られたくない内容が多く含まれているとのことである。

そのため、相談内容だけが相談児童の個人情報ということではなく、相談をしたこと自体についても、他人には知られたくないものであることから、相談した

事実・内容、また、それらに結び付く情報に関しても他者に漏れることのないようにしなければならない、と説明している。

さらに、本件対象公文書1における「児童相談所名」及び「第三者委員名」の各欄については、「児童相談所名」欄に一時保護所名も記載されるものであり、第三者委員との相談は一時保護所やその実施時期によっては、入所児童のほとんどが第三者委員との相談を希望する場合もあれば、誰一人相談しない、又は相談を希望する者が1名のみの場合もあるなど様々であり、こうした状況の中で「児童相談所名」及び「第三者委員名」を開示した場合には、前述のとおり、施設における面接の実施状況等を踏まえると、同一の一時保護所に入所する他の児童、相談児童の親族及び周辺者等において、他の情報と照合することにより、当該相談児童の面接の実施等について識別することができることとなると認められる旨、説明する。

これら、実施機関の説明を踏まえた上で検討すると、本件対象公文書1及び2のそれぞれの非開示とした項目の中には、氏名、生年月日等により、それだけで直接特定の相談児童を識別することができる情報が含まれているが、その他の情報についても、本件対象公文書1が相談児童一人ひとりに対し個別に作成されるものであり、本件対象公文書2は、本件対象公文書1と関連して相談児童の相談内容に応じて、それぞれ担当職員により作成されるものであること、また、面接により一時的に不在となる当該相談児童について、他の児童等が面接の実施について詮索する状況が認められること、一時保護所における面接の実施時期によっては、誰一人相談しない、又は相談を希望する者が1～2名程度の少数の場合もあることなどの状況を踏まえると、実施機関の説明のとおり、同一の一時保護所に入所する他の入所児童や周辺者など一定範囲の者にとっては、他の情報と照合することにより、特定の相談児童を識別することができることとなる情報であると認められる。

ここで、条例7条2号における、特定の個人を識別することができる「他の情報」については、条例5条において何人にも開示請求権を認めていることから、様々な立場の者が、様々な目的で開示請求をする可能性があるため、必ずしも一般の人が通常の方法により入手し、あるいは入手し得る情報に限られず、当該個人情報情報の周辺者、近親者、関係者のみが知り得る情報等をも含むと解すべきであ

り、実施機関の主張のとおり、相談児童と同一の一時保護所に入所する他の入所児童や関係者等、限られた者からの開示請求の場合には、これらの者がいかなる他の情報を保有しているのか不明であることからすれば、当該相談児童の個人識別可能性を否定することはできず、条例7条2号に該当するとして非開示とした判断は首肯することができる。

なお、審査請求人は、審査請求書において、「児童相談所名」は、第三者委員が2019年3月29日に東京都へ提出した「意見書【東京都児童相談所一時保護所】」の中に記載があり、この意見書は既に開示されているため、「児童相談所名」について非開示の理由には当たらない旨、主張している。

しかしながら、審査請求人の主張する「意見書【東京都児童相談所一時保護所】」（平成31年3月29日付け）については、平成30年度中における当時の第三者委員の活動結果及びその意見を取りまとめたものであり、確かにその中で各一時保護所における訪問時の状況や様子として、各一時保護所の名称、入所児童の言動、問題点等が記載され明らかとなっているものであるが、このことをもって、本件開示請求における、相談児童一人ひとりに対し個別に作成された本件対象公文書1及び2における児童相談所名を開示する理由とはならない。

また、審査請求人は、入所児童の入所期間は平均2か月なので、既に退所している児童も多数いるとみられ、対象公文書中の「受付日時」、「受付場面」、「相談内容」、「助言内容」、「児童相談所記入欄」、「報告」及び「対応」の非開示が非開示理由に該当しない文書が多数あること、一時保護所の職員が開示請求し、その情報をもとに職員が入所児童の訴えを逆恨みする可能性を都が懸念しているのであれば、既に退所した児童にはその懸念がないとみられること、再び同じ一時保護所に入所する可能性を懸念しているのであれば、開示部分にさらなる工夫の余地もあること等を主張している。

しかしながら、相談児童に関する個人情報については、一時保護所を退所したからといって条例7条2号における個人情報としての性質が変わるものではないため、開示する理由とはならない。

また、本件各非開示情報は、特定の相談児童を中心とした情報であり、その中には、前記のとおり、相談児童の個人情報のほか、同一の一時保護所に入所する他の児童、親、兄弟姉妹等親族、通学先の友人等の個人情報が、当該相談児童の

情報と一体のものとして多く含まれており、これらの情報は、相談児童の個人の人格と密接に関わる機微な情報を含むものであるため、その取扱いは、特に慎重でなければならない。

審査請求人は、審査請求書において「都は記入欄すべてを非開示にしており、これも非開示理由にはあたらない。例えば1行しか記入がない場合も記入欄をすべて黒塗りにしている可能性があり、東京都情報公開条例の趣旨を逸脱した運用である。開示請求者にとっては、行数や文字数も重要な情報である。」と主張している。

これに対し、実施機関は、相談児童の人定欄において性別欄が空欄である場合においては、LGBTの問題を抱えている相談児童もいるため、それら意思を反映し必ずしもその全てにおいて記入されているわけではない旨説明している。

また、前述のとおり、例えば相談児童によっては、記載分量が少ないもの、端的に話しているため、整理され短くまとめられているものなどがあるものの、これら記載は、その分量によって事態の深刻度合等を表すものではなく、また、記載内容自体がいずれも相談児童の気持ちや考え方等、他人には知られたくない権利利益に関する内容が多く含まれていることから、単に空欄やスペースが生じている部分であっても、これら部分も含め相談児童の意思を反映したものであるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

なお、仮に、相談内容欄等において、その記載内容だけでは識別可能性が否定されたとしても、本件各非開示情報は、相談児童個人の人格と密接に関わる機微な情報を多く含んでいることから、条例7条2号本文後段の、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

#### d 条例8条の該当性について

審査請求人は、反論書において、東京都が児童相談所名や受付日時などについて条例7条2号と分類した箇所の多くはこの理由にあてはまらない、ふりがなや氏名など非開示部分を最小限にとどめた上での開示は条例7条2号とは矛盾せず、開示は十分に可能である、そもそも条例7条は原則公開、例外的に非公開を定めており文書内容の全面的な黒塗りは条例の趣旨に反する等、主張している。

さらに条例 8 条 1 項では、非開示情報を容易に区分して除くことができ、区分して除くことにより、開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、非開示情報の部分以外を部分開示せよと規定しており、こうした運用をしていない本件部分開示決定は条例に違反する等、主張している。

そこで、以下、条例 8 条による開示について検討する。

本件各非開示情報には、前述のとおり、児福法において定められた一時保護所入所児童に関する個人の人格と密接に関わる機微な情報が含まれていることから、その取扱いは特に慎重でなければならず、審査会が見分したところ、当該相談児童と同一の一時保護所に入所する他の児童、その他関係者等一定範囲の者にとっては、その情報から当該相談児童を識別することができることとなる情報も含まれていると認められることから、当該各部分を開示する余地があるということとはできない。

また、上記識別部分を除いたその余の各部分についても、前述のとおり、これを公にすることにより、なお特定の個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、開示することはできない。

したがって、本件各非開示情報は、条例 7 条 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、条例 8 条の規定による一部開示をする余地は認められない。

以上から、本件非開示情報 1 及び 2 については、条例 7 条 6 号について論ずるまでもなく非開示が妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

また、実施機関は、東京都のホームページにおいて、第三者委員からの主な指摘事項や当該指摘に対する実施機関の取組等について第三者委員活動結果として公表しており、さらに、東京都児童相談所一時保護所外部評価結果も公表しているので、審査請求人にとっては、これらの情報を活用されたい。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明

別表 1

開示請求の内容

児童相談所一時保護所第三者委員が都に提出した報告書と、報告書に対する都の対応がわかる書類すべて（以下「本件開示請求」という。）

別表 2

本件各対象公文書並びにそれぞれの開示しない部分及びその理由

第三者委員活動報告書（本件対象公文書 1）	
開示しない部分	その理由
<p>児童相談所名、第三者委員名、受付日時、受付場面、相談者の氏名（ふりがな）、性別、生年月日、相談内容（相談の原因となる事実の発生時期、相談の原因となる事実の発生場所、その他聴取した内容）、要望、助言内容（児童への助言、保護所への助言）、児童相談所記入欄、確認欄</p> <p>（以下まとめて「本件非開示情報 1」という。）</p>	<p>【条例 7 条 2 号】</p> <p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。</p> <p>【条例 7 条 6 号】</p> <p>1 これら情報が開示されることが前提となると、相談児童は、抱える不安、悩み、不満等について面接の場で積極的に話をする事が出来なくなり、また、第三者委員も相談児童への個人的事情等に寄り添った具体的な助言・発言について委縮してしまうこととなる。その結果、相談児童からの相談内容を的確に捉え、その相談に関して適切な対応を図ることが困難となるなど、本件相談児童に対する第三者委員の活動及び児童相談所一時保護所での相談援助活動に支障を及ぼすおそれが認められる。</p> <p>2 相談児童について識別することができることとなると認められるため、今後再び、当該相談児童</p>

	<p>を一時保護した場合、これまでも再度同一児童を一時保護した場合には同児が生活等に慣れている同一の一時保護所にて保護していることから、当該一時保護所が当該相談児童の所在地として保護者等に推認されることとなる。その結果、保護者等による連れ戻しが行われるなど、一時保護所における業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p>
--	--

対応記録票（本件対象公文書2）	
開示しない部分	その理由
<p>児童相談所名、対応記録票作成者氏名、第三者委員からの報告日、相談者の氏名(ふりがな)、性別、生年月日、相談内容、対応経過、結果、児童相談所記入欄、確認欄 (以下まとめて「本件非開示情報2」という。)</p>	<p><b>【条例7条2号】</b></p> <p>個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。</p> <p><b>【条例7条6号】</b></p> <p>1 これら情報が開示されることが前提となると、相談児童は、抱える不安、悩み、不満等について面接の場で積極的に話をする事が出来なくなり、また、第三者委員も相談児童への個人的事情等に寄り添った具体的な助言・発言について委縮してしまうこととなる。その結果、相談児童からの相談内容を的確に捉え、その相談に関して適切な対応を図ることが困難となるなど、本件相談児童に対する第三者委員の活動及び児童相談所一時保護所での相談援助活動に支障を及ぼすおそれと認められる。</p>

	<p>2 相談児童について識別することができることとなると認められるため、今後再び、当該相談児童を一時保護した場合、これまでも再度同一児童を一時保護した場合には同児が生活等に慣れている同一の一時保護所にて保護していることから、当該一時保護所が当該相談児童の所在地として保護者等に推認されることとなる。その結果、保護者等による連れ戻しが行われるなど、一時保護所における業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。</p>
<p>本件非開示情報2のうち、対応経過、結果</p>	<p><b>【条例7条6号】</b></p> <p>これら記載は、相談内容を適切に対応するための判断に関するものであり、これら相談内容に関する評価、判断の過程等が開示されることとなると、当該相談児童及び他の入所児童等への判断等対応にも影響を及ぼすこととなり、児童相談所一時保護所での相談援助活動業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる。</p>